

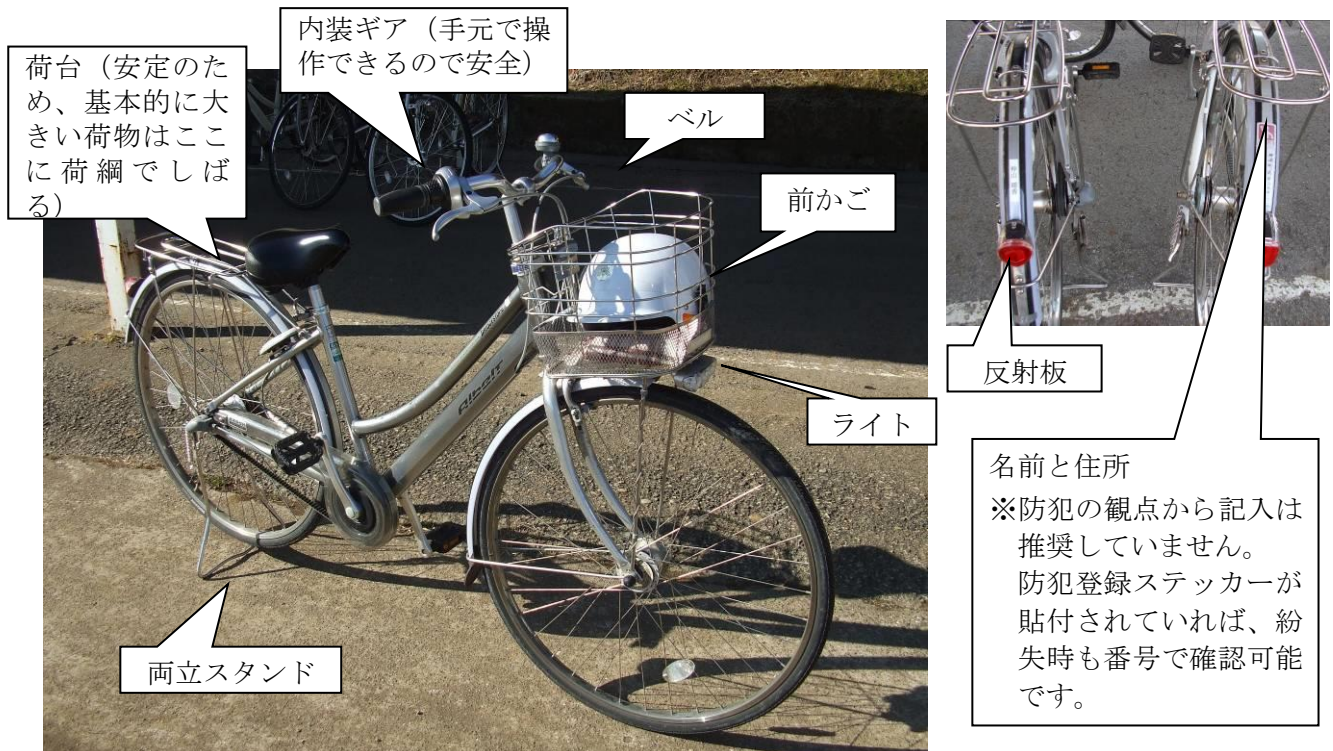
# 自 転 車 通 学 に つ い て

神崎町立神崎中学校

自転車通学を安全に行うために、ここに書かれたきまりを守り安全運転に心掛けてください。

※ 本校のルールを守れない場合は、自転車通学を取り消すことがあります。

- (1) 自転車通学を希望する者は「自転車通学許可届け」を校長に提出し、許可を得ること。  
※令和7年1月31日(金)までに小学校担任まで提出してください。
- (2) 通学用の自転車は、荷台、前かご、両立スタンド、ライト、ベル、反射板が装備されており、ハンドル等が変形されていないものとする。変速ギアを搭載する際は内装ギアを安全面から推奨する。(下図参照)
- (3) 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用する。
- (4) **自転車損害賠償保険等（自転車保険）へ加入する。(県条例で義務化)**
- (5) 並進、二人乗り、無灯火、右側通行、一時停止不履行、信号無視等危険な運転をせず、交通ルールに従って安全に通学すること。
- (6) 登校したら、自転車置き場の指定の置き方にしたがって駐輪すること。
- (7) 自転車は定期的に点検し、故障箇所は必ず修理してから乗ること。



※上に示した仕様であれば、どんな自転車でも構いません。色の指定はありませんが、参考までに在校生を見ると、サビに強いシルバーがほとんどです。